

長崎県の発注する建築設計監理等の業務委託の指名競争入札における
建築士事務所等の選定方法について（試行）

長崎県土木部建築課

長崎県土木部建築課、営繕課（以下「県」という。）の発注する建築設計監理等の業務委託の指名競争入札では、「調査等コンサルタント業者取扱要領」及び「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」に基づき、長崎県の調査・設計・測量業務等入札参加資格名簿（以下「資格名簿」という。）から参加者を選定しています。

また、適切かつ公平な選定をするために、前年に実施する実態調査により、専門性、業務体制及び経営状況等を考慮したうえで、県の建築設計監理等の業務委託での実績及び成績並びに地域性、技術者数等を数値化して評価する指名選定システムを使用し、原則として合計点数の高い業者から選定しています。

I. 業務委託の発注について

(1) 長崎県の資格名簿に登録している県内に本社を置く者で、以下の①、②に該当する者（以下「評価対象者」という。）の中から、指名要件の確認及び委託する業務の専門性や難易度等を考慮し、適切に対応できる者を指名します。

①建築士法に基づく建築士事務所の登録を行っている者

②設備設計においては、資格名簿の測量・調査・コンサルタント希望業務で、暖冷房、衛生、電気のいずれかの登録をしている者

(2) 評価対象者（主たる営業所（本店）の他、受任営業所も含む。）の技術力、経営状況、業務の実績に関して、毎年行っている設計事務所実態調査の結果を数値化し、その合計点数を指名する際の一つの指標としています。

II. 入札参加者の選定基準

1. 評価対象者の抽出

(1) 下表の業務区分毎に、名簿登録者の中から以下の条件により評価対象業者を抽出します。

業 務 区 分			
①建築設計	②建築物の耐震設計	③建築工事監理	④建築物に関する設備設計
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 新築設計 改修設計 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 耐震改修設計 耐震診断 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 電気設備設計 機械設備設計 </div>

- i) ①建築設計 ②建築物の耐震設計 ③建築工事監理
- ・ 建築士法に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ii) ④建築物に関する設備設計（単独の建築設備工事の設計）
- ・ 以下の全ての条件を満たしていること。
 - ア) 長崎県の資格名簿の測量・調査・コンサルタント希望業務で、暖冷房、衛生、電気のいずれかに登録しており、県が発注する業務の種類が、登録している業務の範囲に含まれていること。
 - イ) 名簿登録者の営む主たる業務に設備設計が含まれており、かつ、工事の施工を業務としていないこと。
 - ウ) 次のいずれかに該当する設備設計事務所であること。
 - (一) 建築設備士が在籍する。
 - (二) 建築士法に基づく建築士事務所登録を行っており、所属する設備関係技術者が、所属する技術者の半数以上である。

2. 指名要件の確認

- (1) 以下の要件のいずれかに該当する者は指名しません。
- ① 「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」に定めた、以下の項目に該当する者
 - ア) 「1 不誠実な行為」が有る。
 - イ) 「2 経営状況」が悪い。
 - ② 業務成績が低い者
 - ③ 長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿に登録している者
 - ④ 名簿登録者が営む業務全体の年間平均実績高（建築関係建設コンサルタント業務、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び地質調査等のすべての業務の実績高の合計。）に対して、建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績高が、著しく少ない者

【※ 建築関係建設コンサルタント業務とは、建築設計、建築物の耐震設計、建築物に関する設備設計及び建築工事監理をいう。】

⑤ 実態調査で、指名を希望しないと回答があった者

(2) 系列会社の同一入札への参加は認めない。総合評価の下位の系列会社を除外して選定する。

3. 選定の評価項目

(1) 発注業務毎に評価対象者を抽出し、以下の項目を数値化して評価し、原則として、合計点数の高い業者から選定します。

- ・ 業務成績
- ・ 当該年度受注高の状況
- ・ 業務実績
- ・ 技術職員数
- ・ 業務適性
- ・ 地域特性
- ・ その他の技術的適性（CPD取得単位数）
- ・ その他（当該年度指名回数・その他）

(2) 業務対象の建築物又は建築物に関する設備の所在地や、設計の内容等を考慮して抽出します。

抽出者数が所定の数に満たない場合は、隣接する管内等に抽出対象地域を順次拡大します。

4. 評価方法

(1) 業務成績

県が発注した建築関係建設コンサルタント業務の過去3年間（4カ年度前の10月1日から前年度の9月30日までをいう。以下（2）も同じ。）の平均業務成績評定点が大きい者を高く評価します。

(2) 当該年度受注高

建築関係建設コンサルタント業務の、「(当該年度受注額) ÷ (過去3年間の平均受注額)」が小さい者を高く評価します。

(3) 業務実績

入札対象の業務と同種又は類似の県発注の業務を受注した過去5年間(6カ年度前の10月1日から前年度の9月30日までをいう。)の実績を評価します。

(4) 技術職員数

所属する技術職員の持つ資格(建築士、建築設備士、建築積算士等)に各係数を掛け積み上げた「技術職員数値」並びに「手持ち業務金額」により評価します。

i) ①建築設計、②建築物の耐震設計、③建築工事監理の業務委託の場合

「(県が発注した①、②、③の業務の手持ち業務金額の合計) ÷ (技術職員数値)」が小さいものを高く評価します。同順位の場合は、技術職員数値が大きい方を高く評価します。

ii) ④建築物に関する設備設計の業務委託の場合

「(県が発注した④の業務の手持ち業務金額の合計) ÷ (技術職員数値)」が小さいものを高く評価します。同順位の場合は、技術職員数値が大きい方を高く評価します。

(5) 業務適正(その1)

「(建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績高) ÷ (建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査等の他の業務を含む、評価対象者が営む業務全体の年間平均実績高)」の数値が大きい者を高く評価します。

(6) 業務適正(その2)

業務区分①建築設計、②建築物の耐震設計、③建築工事監理、④建築物に関する設備設計(電気設備設計と機械設備設計を区別)毎に、過去の業務実績による適正が入札対象の業務に適合している者を高く評価します。

(7) 地域特性

業務箇所と受任主たる営業所(本店、支店等)の所在地の関係は、入札を実施する年度当初の市町の区域を基準に評価します。

(8) CPD単位の取得実績

前々年度の10月1日から前年度の9月30日までに、所属する技術職員が取得した単位数の合計が多い者を高く評価します。

(9) 指名回数

当年度の県の業務委託での指名回数が少ない者を高く評価します。

(10) 総合評価

i) 各評価項目の評価結果の合計

評価結果の合計 = (Aの数 × 3点) + (Bの数 × 2点) + (Cの数 × 1点)

ii) 総合評価

評価結果の合計点数が高い順に順位付けします。

(11) 最終評価

同順位は、①指名回数、②業務適正、③業務成績、④業務実績、⑤総合評点の順に再判定し順位を付けます。

※ 上記の総合評価及び最終評価による順位を基本に、各業務の特性を総合的に勘案し、規定指名数を選定します。

III. その他

設計業務における指名競争入札選定調書の表示例は、別添のとおりです。

設計委託選定調書

業務名 : ○○○○○工事設計業務
業務場所 : ○○市○○町

PEIS番号 : ○○○○
業務番号 : ○○設○○○

発注区分 :
業務種別 : 建築設計 改修設計
担当部署 : 土木部営繕課

作成年月日 : 令和○○年○月○○日
業務期間 : 令和○○年○月○○日まで
予定額 : ○,○○○,○○○

業務地区 : ○○地区
隣接地区 :
補充地区 : ○○地区

最終 評価 順位	業者名	事務所 地区	要件の 確認	業務成績		当該年度 受注高	技術的適性										その他		総合評価					最終 評価 順位	備 考								
				① 評 価	② 評 価		③ 評 価	業務実績		技術職員数			業務適正		⑦ 評 価	その他の 技術的特性		⑨ 評 価	⑩ 評 価	⑪						⑫							
								A	B	C	D	E	F	G		H	I			J	K	L	M				N	O	P	Q	R	S	
																																	④
1	南○建築事務所	○○地区	○	76.5	A	0.0%	A	類似	B	0	17	0	B	100%	A	意匠系	A	同一	A	0	0	3A			8	2	0		28	1	1		
2	○建築設計事務所	○○地区	○		C	0.0%	A	同種	A	0	24	0	A	100%	A	意匠系	A	同一	A	27	B	1	2A			8	1	1		27	2	2	
3	榊○○○設計	○○地区	○	72.7	B	0.0%	A	類似	B	0	27	0	A	100%	A	構造系	A	同一	A	23	C	0	3A			7	2	1		26	3	3	
4	南○○設計事務所	○○地区	○	73.8	B	0.0%	A	同種	A	0	28	0	A	100%	A	意匠系	A	同一	A	0		1	2A			8	1	0		26	3	4	
5	榊○○建築設計事務所	○○地区	○	73.0	B	0.0%	A	同種	A	0	17	0	B	100%	A	意匠系	A	同一	A	16	C	1	2A			7	2	1		26	3	5	
6	南○○建築設計事務所	○○地区	○	74.8	B	60.7%	C	同種	A	5000	49	102	B	69%	B	意匠系	A	同一	A	121	A	1	2A			6	3	1		25	6	6	
7	○○工房	○○地区	○	74.4	B	44.7%	B	類似	B	2000	22	91	B	87%	A	意匠系	A	同一	A	15	C	1	2A			5	4	1		24	7	7	
8	榊○○工房	○○地区	○	67.6	C	84.0%	C	同種	A	5500	27	204	C	100%	A	意匠系	A	同一	A	54	A	1	2A			7	0	3		24	7	8	
9	○○○設計事務所	○○地区	○		C	0.0%	A	同種	A	0	19	0	B	100%	A	意匠系	A	同一	A	7		1	2A			7	1	1		24	7	9	
10	南○○建築設計	○○地区	○	76.0	A	0.0%	A	同種	A	0	38	0	A	100%	A	意匠系	A	同一	A	5		2	A			8	0	0		24	7	10	